

入 札 説 明 書

県立日南病院が行う滅菌・洗浄管理業務委託に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。なお、当該説明書等について質問がある場合は、下記の４に問い合わせることができる。ただし、入札後に説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和７年１０月２４日（金）

2 競争入札に付する事項

（１）委託件名

県立日南病院滅菌・洗浄管理業務委託

（２）委託内容

滅菌・洗浄管理業務

（３）委託場所

県立日南病院

（４）委託期間

令和７年１２月１日から令和１０年１１月３０日まで

（地方自治法第２３４条の３の規定に基づく長期継続契約）

（５）最低制限価格

最低制限価格は設けない。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

本業務に係る入札に参加する資格を有する者は、開札日当日において次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。

（２）物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和４６年宮崎県告示第９３号）に規定する資格を有する者で、業種がサービス業（役務の提供）に関する業種、営業種目がその他のものであること。

（３）公告の日から入札日までのいずれかの日においても、宮崎県知事からの物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準等に関する要綱（昭和４６年宮崎県告示第９３号）に基づく資格停止（以下「資格停止」という。）を受けていないこと。なお、すでに入札参加の申し出を行っている者は、資格停止を受けたときから入札に参加することはできない。

（４）手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

（５）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条に規定する更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条に規定する再生手続開始の申立ての事実がある者でないこと。

(6) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

(7) 入札に参加しようとする者は、(2)の要件を満たすことを証明する書類を令和7年10月30日までに提出しなければならない。ただし、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が入札に間に合わないことがある。なお、入札者は当該書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

4 担当部局

県立日南病院 医事・経営企画課財務担当 日南市木山1丁目9番5号
郵便番号 887-0013 電話番号 0987-23-3111

5 委託業務の仕様等

別添仕様書のとおり。

6 仕様書に関する質問及び閲覧

(1) 仕様書に関する質問がある場合は、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

ア 受付期間

令和7年10月27日から令和7年10月30日まで

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

イ 受付場所

4に同じ

ウ 提出方法

書面は持参又は送付(郵送にあつては書留郵便に限る。)により提出するものとし、電送によるものは受け付けない。

また、送付による場合、アの期間内に担当部局に到達するよう留意すること。

(2) (1)の質問書に対する回答は、回答書を作成し、相手方に通知するものとする。なお、回答書は閲覧できるものとする。

ア 閲覧場所

4に同じ

イ 閲覧期間

令和7年11月4日から令和7年11月7日まで

なお、受付時間は、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

7 入札と開札

(1) 入札に参加する者は、別紙様式1による入札書（以下「入札書」という。）を次のとおり提出しなければならない。

(2) 入札と開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年11月10日（月）午前10時00分

イ 場所 県立日南病院 2階 第2会議室
日南市木山1丁目9番5号

(3) 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 代理人が入札を行う場合は、別紙様式2による委任状を提出するほか、入札書に入札の氏名又は名称若しくは商号（法人の場合は代表者の職氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載して押印をしておかなければならない。

(5) 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「11月10日開封《県立日南病院滅菌・洗浄管理業務》の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(6) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。ただし、入札書の表記金額は訂正できない。

(7) 入札者が連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札の執行を延期し、又は取り消すことができる。

8 再度入札

(1) 開札した場合において、予定価格以内での入札がないときは、直ちに再度の入札を行うものとする。

なお、次のいずれかに該当する者は、再度入札に参加することはできない。

ア 初度入札に参加しなかった者

イ 初度入札に参加したが入札しなかった者

ウ 連合その他不正の行為があった入札をした者

(2) 入札の回数は、2回を限度する。

(3) 再度入札を辞退しようとするときは、辞退する旨を記載した入札書を提出しなければならない。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付すること。納付の方法は現金又は銀行保証小切手とし、納付の期日は開札の時までとする。落札者の入札保証金は、契約保証金を納付する場合にあっては契約保証金に充当するものとし、納付を必要としない場合の入札保証金及び落札者以外の者の入札保証金は、落札者決定後、即時返還する。なお、この入札保証金を返還する場合、利息は付さないものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 当該入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出した場合

イ 過去 2 箇年の間に、国（公団等を含む。）又は地方公共団体（地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合

10 入札の効力

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 病院局財務規程第 107 条に規定する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

(3) 入札参加資格のあることを確認された者のうち、入札時点において指名停止を受けている者等入札参加資格のない者のした入札

11 落札者の決定方法

(1) 予定価格以内で最低の価格をもって、有効な入札を行った者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 名以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

(3) 落札者なき場合は、地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 8 号の規定により随意契約とする。

12 業務引継

従前の受託者と異なる者が落札者となったときは、落札決定の日から委託業務を開始する日までの期間を、業務引継等のための委託業務開始準備期間とし、業務引継等の具体的な方法については別添の委託開始準備期間に係る特記仕様書によるものとする。

13 長期継続契約に関する特記事項

契約条項の特記事項として、令和 8 年度以降、予算が減額又は削除された場合に、県が契約を解除できる特約事項を契約書に規定することとする。